

ドイツ
実用新案規則
2022年6月14日改正

目次

第1章 総則

第1条 適用範囲

第2章 実用新案出願

第2条 出願の様式

第3条 実用新案出願

第4条 出願書類

第5条 クレーム

第6条 説明

第7条 図面

第8条 分離

第9条 外国語の書類

第3章 最終規定

第10条 本規則の施行時の経過規則

第11条 今後の改正についての経過規則

第12条 施行及び廃止規定

第1章 総則

第1条 適用範囲

(1) 実用新案法及びドイツ特許商標庁規則(DPMA-Verordnung)の規定に加え、本規則の規定は、実用新案法に規定されるドイツ特許商標庁に対する手続(実用新案事項)に適用される。

(2) 本規則にいうドイツ工業規格は、ベルリン及びケルンに所在のボイト出版有限責任会社により刊行され、ドイツ特許商標庁の保管庫において安全確実に保管されている。

第2章 実用新案出願

第2条 出願の様式

実用新案としての保護を求める考案(実用新案法第1条(1))に関しては、書類により又は電子的に特許庁に出願しなければならない。ドイツ特許商標庁の公的電子取引規則は電子出願に適用する。

第3条 実用新案出願

(1) 書類による実用新案出願については、本規則に別段の定めがある場合を除き、下記に定める情報を提供するためにドイツ特許商標庁が指定する様式を用いなければならない。

(2) 出願には、次の事項を記載しなければならない。

1. 出願人に関する次の情報

a) 出願人が自然人であるとき：

姓名又は登録が出願人の商号に基づいて求められるときは、商業登記簿に登録された商号並びに居所又は主たる営業所の宛先(街路及び建物番号、郵便番号、都市を表示)

b) 出願人が法人又はパートナーシップであるとき：

aa) 名称、商号、適法様式及び主たる営業所が所在する宛先(街路及び建物番号、郵便番号、都市を表示)。適法様式の慣用略称も使用することができる。法人又はパートナーシップが登記簿に登録されているときは、内容は登記簿の記載事項に対応しなければならない。

bb) 民法に基づくパートナーシップの場合は、代理人として行動する資格のある少なくとも1のパートナーの名称及び宛先(街路及び建物番号、郵便番号、都市を表示する)。

2. 実用新案の対象についての簡潔かつ正確な技術的名称、ただし商号や架空名称ではない

3. 考案について実用新案登録を請求する旨の陳述

4. 代理人(もしあれば)に関する情報

5. 全出願人又はそれら当該人の代理人の署名

6. 出願が実用新案出願の(自発的な又は単一性の欠如による)分割(実用新案法第4条(6))に係わるときは、原出願の出願番号及び出願日

7. 出願人が同一の考案について、ドイツ連邦共和国において効力を有する特許を既に先の日付で出願しており、かつ、その出願日を主張することを希望する場合は、その旨の宣言書(実用新案法第5条(1))

(3) 出願人の居所又は主たる営業所がドイツにないときは、(2)1に基づいて宛先を表示するときに都市名に加え国名も表示しなければならない。出願人が居所若しくは主たる営業所を有し又は当該人が法秩序に服する地区、郡若しくは州に関する情報は任意である。

(4) ドイツ特許商標庁が出願人に対してコード番号を割り振っているときは、この番号を出願書類に表示しなければならない。出願において、出願人の宛先と異なる郵送用宛先並びに私書箱、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスも提供することができる。

(5) 複数の人又はパートナーシップが出願する場合、(2)1、(3)及び(4)は、出願する全ての人又はパートナーシップに適用される。

(6) 代理人が指名されている場合、(2)1、(3)及び(4)第二文を代理人に関する情報に準用する。ドイツ特許商標庁が代理人に対してコード番号又は包括委任状を割り振っているときは、この番号も表示しなければならない。

(7) 従業者が出願を行う自己の使用者の代理で願書に署名する場合は、署名をする権限は、庁の要求によりこれを証明しなければならない。ドイツ特許商標庁に寄託された従業者の署名する権限についての言及は、この目的で伝達された識別番号を表示しなければならない。

第4条 出願書類

- (1) クレーム、説明及び図面は、別々の紙面で提出しなければならない。
- (2) 出願を構成する書類には、それが係わる出願を明記しなければならない。庁から出願番号の通知を受けた後は、その後の全ての通信においてその番号を引用しなければならない。
- (3) 出願書類には、他の出願に言及する通信を含めてはならない。
- (4) 出願書類は、次の要件を満たさなければならない。
 1. 用紙の寸法は 210mm X 297mm(DINA4 版)のみとする。用紙は縦方向に、かつ、片面のみを使用しなければならない。タイプは 1.5 のスペースとしなければならない。図面については、適切な場合は、横方向に使用することもできる。
 2. 願書、クレーム及び説明を記載する紙面の余白は、空白でなければならない。最小余白は次の通りとする。
 - 上部 20mm
 - 左側 25mm
 - 右側 20mm
 - 下部 20mm最小余白には出願人の名称、商号又はその他の名称並びに出願番号を記載することができる。
 3. タイプ、印刷又はその他の技術的方法のみを使用しなければならない。キーボードにない記号は、手書することができる。
 4. 用紙は強く、不透明の紙であって、折り目を付けてはならず、かつ、しわ、裂け目、変更、抹消、その他類似のものを含んでいてはならない。
 5. 出願書類全体にわたって一律に、黒色で、明瞭で、十分なコントラストを備えた明確な輪郭の文字及び筆法を使用しなければならない。使用されるタイプの文字は、明確に分離されることを要し、相互に接触してはならない。

第5条 クレーム

- (1) 実用新案による保護の対象(実用新案法第4条(3)3.)は、全体を1の区分で記載するか、又は2の区分、すなわち公知の部分と特徴部分に分けて記載することができる。何れの場合にも、クレームは、特徴に応じて構成することができる。
- (2) 2区分方式を採用する場合は、技術水準として考案の基礎である考案の特徴は、公知部分に含めなければならない。特徴部分には、公知部分の特徴と関連して保護を求める考案の特徴を含めなければならない。特徴部分は「…を特徴とする」若しくは「…によって特徴付けられる」との語又はこの趣旨の他の表現を伴わなければならない。
- (3) クレームを複数の特徴又は特徴群にしたがって配置する場合は、この配置は、個々の特徴又は特徴群について新たな行で始めることにより強調しなければならない。特徴又は特徴群は、文章事項と明確に際立つ区分符号を前置しなければならない。
- (4) 考案の本質的特徴は、最初のクレーム(主クレーム)に記載しなければならない。
- (5) 単一性の原則(実用新案法第4条(1)第2文)が満たされることを条件として、出願には、

複数の独立クレーム(2次クレーム)を含めることができる。これについては、(4)を準用する。

(6) すべての主クレーム又は2次クレームは、考案の特定の実施態様に関する1又は2以上の従属クレームを従わせることができる。従属クレームは、少なくとも1の先行するクレームを引用しなければならない。それら従属クレームは、可能な範囲及び最適な方法でグループ化しなければならない。

(7) 複数のクレームがある場合は、アラビア数字で通し番号を付さなければならない。

(8) クレームは、絶対的に必要な場合を除き、考案の技術的特徴に関しては、「説明の…の箇所に記載されている」又は「図面の…図に示されている」というような説明又は図面への参照に依存してはならない。

(9) 出願書類に図面が含まれている場合は、クレームに記載されている特徴の後に参照符号を付すことが望ましい。

第6条 説明

(1) 実用新案法第4条(3)4.に従う説明には、願書に記載されている実用新案の対象の名称(法第3条(2)2.)を最初に記載しなければならない。

(2) 説明には、更に次の事項を記載しなければならない。

1. クレーム又は技術水準の表示から明らかとならない限り、考案が関係する技術分野の特定

2. 出願人が知っている文献を表示することにより、考案及びその保護可能性を理解するために考慮されることがある出願人が知る先行技術の表示

3. 提示されている解決法又は6.に基づいてなされた表示から明らかではない限り、特に考案又はその内容の詳細な明細の理解のために不可欠であるときは、考案の基礎をなす技術的課題の開示

4. クレームにおいて保護を求めている考案の表示

5. 考案の説明又は考案の内容から明らかでない場合は、考案が産業上利用できる方法の表示

6. 願書に記載された先行技術と比較しての考案の利点の記載

7. 適切な場合は、個別の参照符号を示し、具体例又は図面を使用して、少なくとも1の実施例の詳細な記述

(3) 説明には、商標、架空名称又は考案の説明に必要でない記載を含めてはならない。クレーム又はその一部の反復は、それに対応する参照により代替することができる。

(4) 実用新案出願にアミノ酸配列を開示する場合は、特許規則第11条から第11b条までを準用する。

第7条 図面

(1) 図面は、次の最小余白を有する紙面上に作図しなければならない。

上部 25mm

左側 25mm

右側 15mm

下部 10mm

図面のための面積は、262mm×170mmを超えてはならない。

(2) 図面の同じ紙面に複数の図形を含めることができる。それらの図形は、好ましくは縦方向として、無駄な空白を有さず、相互に明確に分離して配置し、アラビア数字で通し番号を

付さなければならない。考案の理解に役立つときは、技術水準に関する図面が認められる。ただし、それら図面には「技術水準」(state of the art)と明記しなければならない。

(3) 考案を表示するため、全体図及び断面図のほかに、透視図及び分解図も使用することができる。断面であることはハッチングで示すものとするが、それは参照符号及び引出線の明白な読取を妨げてはならない。

(4) 図面の線は通常、手書きではなく、製図器具を用いて描くものとする。図面に使用する数字と文字の高さは 3.2mm 以上とする。図面中の文字は、ラテン語のアルファベット及び、該当する技術の分野で慣用の場合は、その他のアルファベットを使用しなければならない。

(5) 図面には通常、説明及び／又はクレームにおいて説明した参照符号を含むものとする。すべての図形において、同一の特徴は、詳細な説明及びクレームにおいて使用されている参照符号に対応する同一の参照符号により表示されるものとする。

(6) 図面中に文章事項を含めてはならない。ただし、絶対的に必要な場合は、「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「A-B 線断面」などの単一又は複数の単語並びに電気回路及びブロック略図の場合は、理解に不可欠な少数の短い見出語は例外とする。

第 8 条 分離

特許出願から実用新案への分離出願(実用新案法第 5 条)の場合、外国語による出願書類の写しには、ドイツ語の翻訳文を添付しなければならない。ただし、出願書類が既に外国語で作成された特許出願の翻訳文を構成している場合及び特許出願時に出願書類の一部として翻訳文が既にドイツ特許商標庁に提出されている場合を除く。

第 9 条 外国語の書類

(1) 外国語の書類のドイツ語翻訳文は、弁護士若しくは特許弁護士により証明されるか又は公認翻訳者により作成されなければならない。

(2) 外国語の優先権書類及び先の出願書類の写し(実用新案法第 6 条(2)及び特許法第 41 条(1))のドイツ語翻訳文は、ドイツ特許商標庁の要求があるときに限り、提出しなければならない。ドイツ特許商標庁は、当該提出の合理的な期限を設定する。

(3) 次の書類のドイツ語翻訳文は、ドイツ特許商標庁の要求があるときに限り、提出しなければならない。ドイツ特許商標庁は、当該提出の合理的な期限を設定する。

1. 出願書類の一部を構成しない書類であって、かつ

2. 英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語により提出された書類

(4) 出願書類の一部を構成しない外国語の書類が(3)2.に言及していない言語により提出されたときは、ドイツ語翻訳文は、当該書類の受領後 1 月以内に提出しなければならない。

(5) (2)から(4)が意味する翻訳文が期限満了後に提出された場合、外国語の書類は当該翻訳文の受領日に受領されたものとみなす。翻訳文が提出されなかった場合、外国語の書類は受領されなかったものとみなす。

第3章 最終規定

第10条 本規則の施行時の経過規則

本規則の施行前に行われた実用新案出願について、2001年12月13日の法律(連邦法律官報 I, 3656 ページ)第22条により最終改正の1986年11月12日の実用新案出願に関する規則(連邦法律官報 I, 1739 ページ)の規定が適用される。

第11条 今後の改正についての経過規則

本規則に対する改正の施行前に行われた実用新案出願については、同日まで適用される版において本規則の規定が適用される。

第12条 施行及び廃止規定

本規則は、2004年6月1日から施行する。

同日付で、次の規則は廃止される。

- (1) 2001年12月13日の法律(連邦法律官報 I, 3656 ページ)第22条により最終改正の1986年11月12日の実用新案出願に関する規則(連邦法律官報 I, 1739 ページ)、及び
- (2) 1996年6月10日の実用新案出願に関する規則を改正する第4次規則(連邦法律官報 I, 846 ページ)